

集落営農・法人化とは

《集落営農 編》

1. 集落農業の組織化・法人化のねらい



集落農業の組織化・法人化が推進されていますが、そのねらいは何ですか？

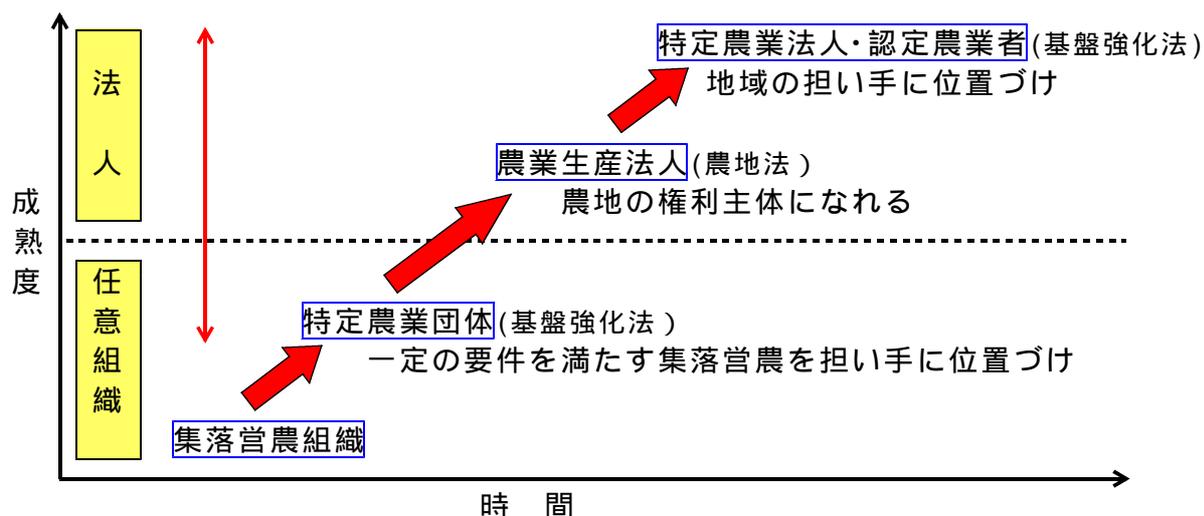


島根県では過疎化、高齢化の進展や基幹的農業従事者の減少に対応して、地域ぐるみで営農を展開していく、いわゆる「集落営農」を推進してきました。その結果、平成22年3月現在、580の集落営農組織が設立され、生産コストの低減や集落農地の維持管理等に大きな役割を果たしています。

しかし、「米政策改革」や「経営安定対策等大綱」など最近の農業情勢に対応するには共同利用型・作業受託型から協業経営型へ、任意組織から法人へと地域農業の担い手としての集落営農組織の育成が求められてきました。

特に平成19年度から実施された「経営所得安定対策」、平成22年度からの戸別所得補償制度において担い手として位置づけられようになり、今後の島根県農業の担い手となりうる集落営農組織の育成が緊急の課題となっています。

【集落営農の発展方向】



【集落営農の政策的位置づけ】

「米政策改革大綱」(H14.12)

集落営農のうち一定の要件を満たすものを「集落型経営体」として認定農業者と並ぶ水田農業の担い手(稲作担い手経営安定対策の対象者)として位置づける。

「農業経営基盤強化促進法」の改正(H15.9)

任意の集落営農組織のうち経営主体としての実体を有する農作業受託組織について地域における農地利用集積を図る相手方として農用地利用規程に「特定農業団体」として位置づける。

「新たな食料・農業・農村基本計画」(H17.3)

集落営農のうち一元的に経営を行い、法人化する計画を有するなど経営主体としての実体を有し、将来、効率的かつ安定的な農業経営に発展すると見込まれるものを担い手として位置づける。

「経営安定対策等大綱」(H17.10)

品目横断的経営安定対策の対象者として、認定農業者のほか、経営主体としての実体を有し、将来効率的かつ安定的な農業経営に発展すると見込まれる集落営農組織(特定農業団体等)を位置づける。

「食料・農業・農村基本計画」(H22.3)

地域農業の生産性向上、経営規模が零細で後継者が不足している地域における農業生産活動の維持等を図るため、小規模な農家や兼業農家も参加した集落営農の育成・確保を推進する。集落営農の法人化や6次産業化、地域農業・農地の維持等の取組を推進する。

2. 集落営農とはどのようなもの



集落営農とはどのようなものですか？

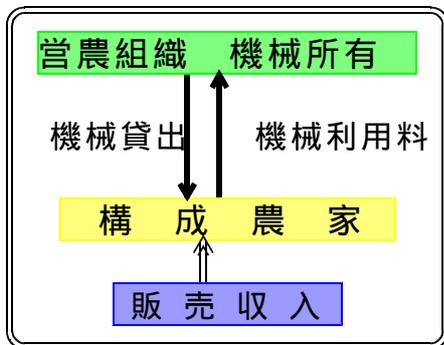
集落営農とは『1集落または数集落を単位として組織された営農組合等を中心に、集落ぐるみで地域全体の農業生産の効率化と所得の向上を図り、合理的な農業を展開していく営農』のことです。

具体的な活動内容としては次のような取組があります。

1. 効率的・計画的な土地利用
2. 機械・施設の共同利用
3. オペレーターの確保、能力や適正（兼業農家高齢者、女性等）に応じた農作業の分担
4. 高収益作物の導入 など

また、機械の利用方法や運営方法等により次の3つに分けることができます。

共同利用型

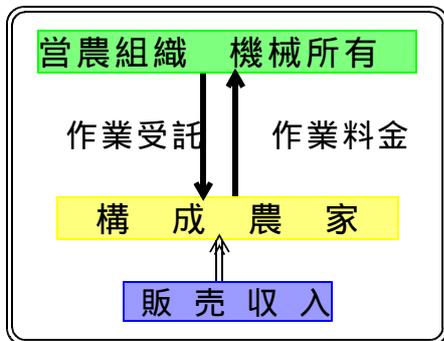


機械を共同所有し、共同利用・共同作業を行う形態

《期待される集落営農の機能と効果》

集落営農の機能	効果
生産コストの低減	あり（機械費）
労働力の補完	小
転作の集団化・団地化	小
組織の安定性・発展性	小

作業受託型

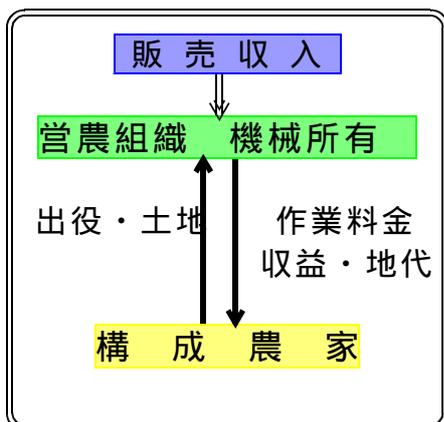


機械を共同所有し、特定のオペレーターが農作業を実施する形態

《期待される集落営農の機能と効果》

集落営農の機能	効果
生産コストの低減	大（機械＋労働費）
労働力の補完	あり（機械作業）
転作の集団化・団地化	小
組織の安定性・発展性	あり

協業経営型



機械利用や労働（農作業）だけではなく、土地利用や農産物の販売・出荷も一元的に行う形態

《期待される集落営農の機能と効果》

集落営農の機能	効果
生産コストの低減	大（生産全般）
労働力の補完	大（生産全般）
転作の集団化・団地化	大
組織の安定性・発展性	あり

3. 集落営農のメリット



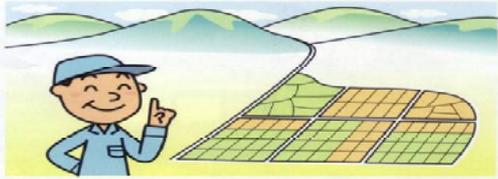
集落営農のメリットにはどのようなものがありますか？



集落営農には次のようなメリットがあるといわれています。

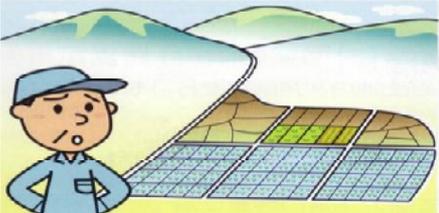
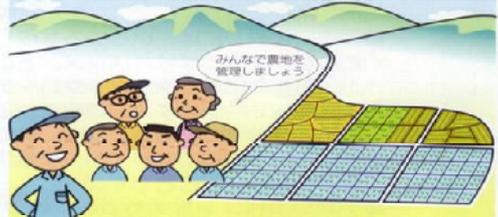
農地の面的利用集積

集落を単位とした面的利用による農地の効率的利用と生産コストの低減

個別経営	集落営農
<p>規模を拡大しても圃場が分散・点在</p> <p>効率的な経営条件が未整備</p> 	<p>地域で農地を面的まとまりにより利用可能</p> <p>農地の効率的利用、生産コストの低減</p> 

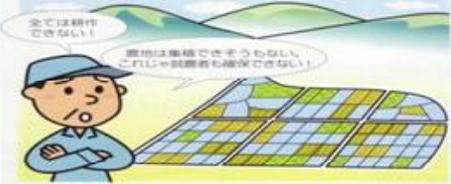
地域農地の保全管理

集落全体で農地を管理し、耕作放棄地の発生を防ぎ、農地を保全

個別経営	集落営農
<p>集積されない条件不利地は将来、遊休化するおそれ</p> <p>農地の保全・管理上、問題</p> 	<p>地域の農地を共同して管理</p> <p>集落全体で農地を管理し、耕作放棄地の発生を防ぎ、農地を保全</p> 

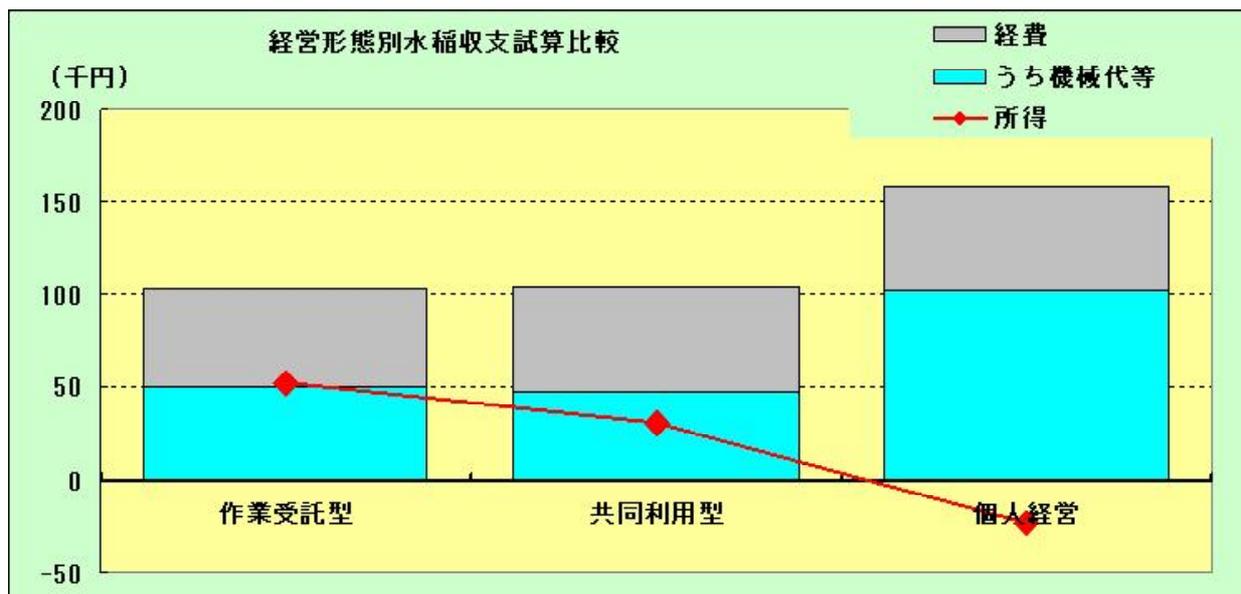
担い手の確保

農家個々に後継者がいなくても集落営農組織が担い手として地域農業を維持
将来的には定年帰農や新規就農の受け皿となり得る

個別経営	集落営農
<p>経営規模が零細な地域では担い手の減少や高齢化が顕著</p> <p>個別経営の規模拡大のみでは地域農業の担い手確保に限界</p> 	<p>組織化により、稲作を中心とした農業生産を継続することが可能</p> <p>農家個々に後継者がいなくても集落営農組織が担い手として地域農業を維持</p> 

経費の節減

機械の共同利用等の集落営農により、経費が削減



《経営試算値》

(千円 / 10 a)

集落営農タイプ	収入	経費	うち機械代等	所得
作業受託型	156.3 (米代136、賃金20.3)	103.9	50.7(作業委託料)	52.4
共同利用型	136(米代)	104.6	47.6(機械使用料)	31.4
個人経営	136(米代)	159.1	85.3(減価償却費)	23.1

注) 収量480kg、単価8,500円 / 30kg(7,900 + 稲得600)、経費は県経営指導指針等より。

《試算条件設定》

集落営農タイプ	戸数	経営面積	試算の条件
作業受託型	20	10 ha	ハローターに全ての作業を委託する形態。
共同利用型	5	2.5	利用料金は償還金、修繕費等により設定。
個人経営	1	0.5	耕起～刈取機械は2戸共同所有、乾燥調製は委託。
共通			機械の性能・規模は経営規模に準じて設定。

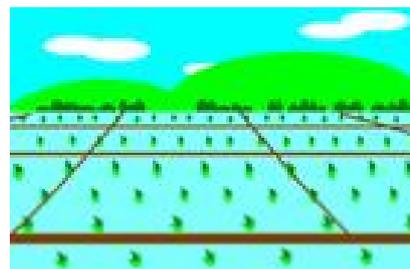
地域の活性化

集落内の話し合いが活発化し、生産面以外の活動も促進

女性や高齢者の役割を明確化し、能力を引き出すことにより集落の活力が向上

例えば

- ・ 地域文化の伝承
- ・ むら祭りの実施
- ・ 景観作物の栽培による環境美化活動
- ・ 消費者交流、農業体験
- ・ 農産加工
- ・ 野菜等の産直



4. 集落営農組織の設立手順



集落営農組織を設立する場合の手順はどうなりますか？



設立の手順としては次のようなものが考えられます。集落の現状をしっかりと把握し、将来の集落のことを集落全員で考えてみるのが大切です。

集落営農に取り組む合意を得る

中山間地域等直接支払制度などを活用して「集落農地の維持や効率的な営農等の集落営農の取り組みを進めること」について合意をつくりあげることが大切です。

【ポイント】

「きっかけ」を活かす

きっかけを的確にとらえ集落の将来を話し合おう

きっかけとは……たとえば

- ・中山間地域直接支払制度で組織化を検討することになった
- ・ほ場整備が行われることになり整備後の機械確保が必要となった
- ・定年退職やリターン等でリーダーやオペレーターが確保できそうだ

集落営農を具体的に検討する場を設定する

とりまとめ役等のリーダーを決め、検討会（準備委員会）のメンバーを選出します。

【ポイント】

それぞれの役割を果たす複数のリーダーが必要

（まとめ役、推進役、夢づくり役など）

リーダーの役割

- ・集落内の意向や問題点の把握ととりまとめ
- ・集落全体の合意の取り付け
- ・関係機関等の連絡調整と交渉

リーダーをサポートしよう

検討メンバーは10人以内



集落営農の案づくりをする

検討会で集落の現況、課題を話し合い、どのような集落営農を行うかを検討します。アンケート調査等を実施し、機械の所有状況や営農意向等を把握しましょう。

【ポイント】

集落の実態を把握し、課題を整理しよう

機械や農地の効率的に利用しよう

関係機関を活用しよう

集落営農の案を集落（地域）で検討する

みんなで十分に協議し、修正すべきは修正し、実行可能な計画に練り上げましょう。

【ポイント】

検討会には世帯全体の幅広い参加を呼びかけよう

数回に分けるなど、わかりやすく、具体的な説明を心がける

集落営農組織への合意形成

無理のない集落営農から取り組みを始めましょう。(機械の共同利用から検討)

【ポイント】

視察研修等を行い、集落営農の理解を深めよう
できるだけ多くの集落員の同意を得よう

集落営農組合の設立

まずはここから始めてみませんか？

1. 集落の10年後の姿を話し合ってみよう

5年後、10年後の自分たちの集落の姿を考えたことがありますか。高齢化は？ 耕作放棄地は？ 自分の家の経営は？

“その時”が来る前に、将来の集落のことを集落全員で考えてみるのが大切です。

集落が抱えている問題



2. なぜ、集落営農なのか充分論議しよう

「集落営農」に取り組む“きっかけ”が「目的」になってしまっているのは営農組合は長続きしません。

皆に共通する課題を話題として提供し、検討を始めることが大切です。

集落営農とは、「これからの農業をみんなで考え、みんなで取り組むこと」です。

3. 田植機・コンバインを共同利用しよう

年に数回しか使わない「田植機」や「コンバイン」などの農業機械は、高額な上、その維持管理費も決して安くはありません。

これらの機械を集落で共同購入し利用すれば、割安になり、集落の水田面積に応じた高性能な機械で効率よく作業が行えます。

まずは、できることから取り組みを始めることが大切です。

5. 集落営農組織に対する課税の取扱い



集落営農組織に対する課税の取扱いは、どのようになりますか。



集落営農組織の運営実態等に基づき、税務上「任意組合」か「人格のない社団」に分けられますが、県内の集落営農組織のほとんどは任意組合となっています。税務上、人格のない社団に該当するかどうかは、集落営農組織の運営実態等に基づき、個々に判断されます。例えば、集落営農組織で、構成員外からの受託を広く受けているような場合や構成員でありながら、全く作業に従事していない者が多いような場合は構成員による共同事業性が曖昧になり、人格のない社団と見なされるケースがあります。

下記のように任意組合と人格のない社団では、課税上の取り扱いが異なり、構成員への利益配分や税務申告の方法が異なります。このため、集落営農組織の運営管理にあたっては、こうした税務上の取り扱いの違いに留意する必要があります。

《任意組合の場合》構成員課税（構成員が個々に所得税等を申告）

任意組合は、民法に基づく組合で、複数の当事者が出資して共同事業を営む組織です。税務上、任意組合の利益は全て構成委に配分し、構成員が自分の農業経営と合わせ、所得税の申告を行います。つまり、任意組合では単年度ごとに利益の配分を行い、組合として利益を内部留保することはできません

《人格のない社団の場合》団体課税（組織として法人税等を申告）

人格なき社団は、法人格を有しませんが、法人に準じた組織として「一定のルールの下に構成員の個性を超越した」組織で、税務上は法人と同等に扱われます。

【任意組合と人格のない社団の比較】

	任意組合	人格のない社団
性格	構成員の共同事業体	社会的に独立した団体
加入脱退	構成員の加入脱退を前提としない。 加入は原則として全員の同意が必要	構成員の加入脱退を予定した組織 加入脱退は比較的自由
業務執行	各組合員が直接、業務執行権を有する 一部の組合員（役員）に委任も可	代表的機関が執行
課税	構成員課税	団体課税（法人とみなす）
会計期間	組合で定めた期間 構成員の申告も考えると暦年が一般的	団体が定めた期間(税務署に届出)

【任意組合として認められるためのポイント】

利益を構成員へ全て配分し、構成員で適正に税務申告を行う。
任意組合の条件に合った規約・加入申込書を整備し、運営方法を整える。
構成員は、共同事業としての性格上、集落営農の範囲の地区の農業者に限定する。
加入脱退について、任意組合は構成員の加入脱退を前提としておらず、構成員間の持分等の継承を義務づけるなど、加入脱退を事実上制限する。
総会の議決は、総会出席者の過半ではなく、組合員総数の過半とする。

6. 集落営農での協業経営のメリット



集落営農での協業経営のメリットは何がありますか？



協業経営には、次のようなメリットがあるといわれています。協業経営は任意組織でもできますが、継続的な経営のためには法人化を目指す必要があります。



機械利用の効率化が図られた

機械作業は、ほ場からほ場への連続作業が可能のため、移動のロスが無く、機械の能力を十分に発揮できるため、短時間に多くの作業が可能になります。

乾燥調製作業では個人別に仕訳をする必要が無く、全ての乾燥機を満杯で運転し、籾すり作業も連続作業が可能となります。



栽培管理の効率化も図られた

個別経営では個々の耕作地の範囲で生産調整をせざるを得ないことから、稲作に適した水田が転作され条件の悪い水田に稲が植えられるといった矛盾が生じていました。しかし、集落法人では農地の利用設計が自由なため、最も収益を確保するための農地利用を行うことができます。

また、水系毎の水管理をすることにより水稻栽培では品種別に計画的な作付が可能となり、転作作物の栽培も排水対策が容易になります。

オペレーター作業への不満が解消された

任意組織では、オペレーターの作業に対して、注文や不満が出されることが多く、余分な作業や必要以上に丁寧な作業をして作業能率の低下を招く原因となっています。法人では作業の精度が直接個人の経営に関係がないため、農地の所有者から不満が出ることはありませんし、収益に影響しなければ作業能率を優先しても問題になりません。

特に収穫作業では、天候等による作業の遅れが、米の品質低下や収量低下に直接影響します。したがって、機械の共同利用の場合、作業の実施時期による不公平が生じる場合があります。法人の経営では、法人としての収益減は免れませんが、農家間の不公平の問題は生じません。



全員の力で有利な経営が展開できる



集落の中には兼業等で身につけたプロ的な技術、専門的な知識を有している人材が必ずいるものです(経理事務、情報管理、機械等の修理、土木作業用機械の運転など)。こうした人材の技術や知識を経営に活用することにより、有利な経営が展開できます。

また、作業能率の大幅な向上によって生じる余剰労働力を活用し、野菜・花きなど高収益作物の生産や農産加工への取組みなどが可能で、集落全体の所得向上が図られます。



7. 島根県における協業経営型集落営農のモデル



島根県ではどのような協業経営型の集落営農が考えられますか？



農業技術センター技術普及部で、県内10箇所の協業経営型の集落営農組織の事例を調査した結果、平坦地域と中山間地域で次のような営農モデルが考えられました。

島根県における地帯別協業経営モデル（17年度農業普及員調査研究より）

	平坦地域	中山間地域
1. 組織形態	<p>任意協業型（任意組合での協業経営）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 組合名での出荷と支出による経理の一元化を実施。 ・ ほ場整備を契機とする場合が多く、任意組合で協業を始め、その後、法人に移行。 	<p>法人協業型。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法人化後に利用権設定による協業経営を実施。 ・ 任意組合で共同利用や作業受託を数年間実施し、法人化で協業経営を実施。
2. 構成員	<p>構成員の範囲は数集落。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 集落にこだわらず面的なまとまりを重視。 ・ ほ場整備区域を範囲とする場合など。 	<p>構成員の範囲は原則として1集落。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1集落の規模が小さい場合は数集落単位とする。
3. 役員体制、組織運営体制	<p>役員数は5～10名。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 参加農家数が比較的多いため、参加農家の意見を集約するためにはある程度役員の数が必要。 ・ 法人の場合は、農業生産法人の役員要件に留意が必要。 	<p>役員数は5～7名程度。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 参加農家の意見を集約するためにはある程度役員の数が必要だが、多くなりすぎないように留意する。 ・ 法人の場合は、農業生産法人の役員要件に留意が必要。
4. 経営内容	<p>経営面積は水稻を中心に25～30ha。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 売上が2千万以上の規模が一般的。経営内容は水稻＋転作（麦、大豆等）。 ・ 現状は水稻に依存した経営内容となっているが、将来的には施設園芸や果樹等の高収益部門への取組が必要。機械装備は中～大型機械体系（2セット）。 	<p>経営面積は水稻を中心に10～15ha。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 売上が1千万以上の規模が必要。水稻＋転作（大豆、そば等）。 ・ 現状は水稻に依存した経営内容となっているが、将来的には加工や園芸等の多角化への取組が必要。機械装備は中型機械体系（1セット）。
5. 作業体制、方法	<p>基幹作業は出役＋専任方式。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 出役方式を基本とするが、ある程度専任的なオペレーターが必要。補助作業は出役方式。 ・ 作業計画に基づく出役で実施。 	<p>基幹作業は出役＋専任方式。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 出役方式を基本とするが、ある程度専任的なオペレーターが必要。補助作業は出役方式。 ・ 作業計画に基づく出役で実施。
6. 収益の配分方法	<p>プール計算面積配分方式。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 作業労賃を経費として支払い、収益を組合員の作付面積（営農組合への参加面積）に応じ配分。 ・ 原則として面積当たりの配分単価は同じ。 	<p>個別管理傾斜配分方式。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 畦畔管理や水管理等のほ場管理は構成員（地権者）に委託。 ・ ほ場管理は構成員ごとに管理し、収量や品質に応じた配分を実施。 ・ 収益は収量等によって傾斜配分され、面積当たりの配分単価一律でない。